

議案第74号関連資料

明石市戸籍・住民票関係手数料徴収条例の一部改正について

1 改正の目的

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことに伴い、当該写しの交付に係る手数料を新設するとともに、マイナンバー法の一部改正により、通知カードが廃止されたことに伴い、当該カードの再交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 手数料の新設

ア 住民票の除票の写しの交付 1通につき 300円

イ 戸籍の附票の除票の写しの交付 1通につき 300円

※除票について

住民票の除票 : 死亡、転出等をした者の住民票

戸籍の附票 : 戸籍に記載されている者の住所の異動履歴を記録した書類

戸籍の附票の除票 : 死亡、転籍等をした者の戸籍の附票

除票の写しの交付については、これまでも、条例第2条第2項第4号を適用し、手数料を徴収しておりますが、住民基本台帳法の一部改正に伴い、改めて、条文を明確化するものです。

3 手数料の廃止

マイナンバー法の改正により通知カードが廃止されたため、当該カードの再交付に係る手数料を廃止します。

通知カードは、券面に氏名・住所・生年月日・性別、マイナンバーが記載されており、住民票を有する全ての住民に、国が通知した紙製のカードです。

なお、現在通知カードを持っている場合、その記載事項に変更がない限りは、引き続き、マイナンバーを証明する書類として使用できます。

4 施行時期

公布の日